

平成三十一年
一月 中

県報目次

号 外

本紙 第二九八六号から
第二九九三号まで
号外 第一号

福井県

告 示

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|---|-------|
| 一 | 二九八七 | 県統計調査の告示の一部を改正する告示 | 八 |
| 二 | 二九八九 | 保安林の指定の予定 | 一五 |
| 三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四 | 〃 | 証紙売りさばき人の指定の一部改正 | 〃 |
| 五 | 二九九〇 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 | 一八 |
| 六 | 〃 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 七 | 〃 | 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 | 〃 |
| 八 | 〃 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 | 〃 |
| 九 | 二九九二 | 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録略痰吸引等事業者の登録 | 二五 |
| 一〇 | 〃 | 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者等の変更 | 〃 |
| 一一 | 〃 | 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る | 〃 |

公 告

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|--|-------|
| 一二 | 〃 | 同意成立の届出 | 〃 |
| 一三 | 〃 | 漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求め | 〃 |
| 一四 | 〃 | 保安林の指定の予定 | 〃 |
| 一五 | 二九九三 | 漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定の一部改正 | 二九 |
| 一六 | 〃 | 保安林の指定の解除の予定 | 〃 |
| 一七 | 二九八六 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 四 |
| 一八 | 二九八七 | 福井県ふぐの処理に関する条例の規定によるふぐ処理講習の指定 | 八 |
| 一九 | 二九八八 | 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請 | 一一 |
| 二〇 | 〃 | 土地改良区の役員の退任 | 〃 |
| 二一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二二 | 〃 | 土地改良区の役員の就任 | 〃 |
| 二三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二四 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二五 | 二九九〇 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 一八 |

選挙管理委員会告示

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|--|-------|
| 一 | 二九八七 | 政治団体の設立の届出 | 八 |
| 二 | 〃 | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |
| 三 | 〃 | 政治団体の解散の届出 | 〃 |
| 四 | 〃 | 資金管理団体の指定の届出 | 〃 |
| 五 | 〃 | 個人演説会等の施設の指 | 〃 |
| 二五 | 二九九二 | 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定による海洋生物資源の保存および管理に関する計画の変更 | 二五 |
| 二六 | 〃 | 基本測量の終了 | 〃 |
| 二七 | 二九九三 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出 | 二九 |
| 二八 | 〃 | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | 〃 |
| 二九 | 〃 | 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 | 〃 |
| 三〇 | 〃 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 | 〃 |

選挙管理委員会公告

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|---|-------|
| 一 | 二九九一 | 平成三十一年四月七日執行予定の福井県知事選挙および福井県議会議員選挙に係る立候補予定者説明会の開催 | 二二 |
| 二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 五 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 六 | 二九九一 | 福井県選挙管理委員会委員長の選挙 | 二二 |
| 七 | 〃 | 福井県選挙管理委員会の委員長に事故があるとき、または欠けたときその職務を代理する委員の指定 | 〃 |
| 八 | 〃 | 政治団体の設立の届出 | 〃 |
| 九 | 〃 | 政治団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |
| 一〇 | 〃 | 政治団体の解散の届出 | 〃 |
| 一一 | 〃 | 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出 | 〃 |
| 一二 | 〃 | 個人演説会等の施設の指定 | 〃 |
| 一三 | 〃 | 個人演説会等の施設の指定の取消し | 〃 |

公安委員会告示

番号 号 数 件 名 掲載日

一 二九八七 警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施

八 号外一 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正

公立大学法人福井県立大学公告

番号 号 数 件 名 掲載日

二九九一 公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス大レストラン業務委託に係るプロポーザルの実施

二九九二 一般競争入札の実施

正 誤

番号 号 数 件 名 掲載日

二九九二 平成二十四年十一月十六日福井県告示第四九六号(都市計画事業の認可)

平成三十一年
二月 中

県報目次

号 外

本紙 第二九四号から
第三〇一号まで
号外 第二号から
第七号まで

福井県

告 示

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|-----|------|--|-----|
| 一七 | 二九九四 | 公印の改刻および廃止 | 一 |
| 一八 | 〃 | 平成三十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の限度の公表 | 〃 |
| 一九 | 〃 | 土地区画整理事業の換地処分の届出 | 〃 |
| 二〇 | 〃 | 福井県特定調達に関する苦情処理手続要領および福井県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 | 〃 |
| 二一 | 二九九五 | 有害な興行の指定 | 五 |
| 二二 | 〃 | 有害な図書等の指定 | 〃 |
| 二三 | 〃 | 救急業務に係る医療機関の認定 | 〃 |
| 二四 | 〃 | 旧橋撤去工事三〇一〇一―一〇二二一の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の招集 | 〃 |
| 二五 | 号外二 | 第四百五回定例福井県議会の招集 | 六 |
| 二六 | 二九九六 | 県営土地改良事業の工事の完了 | 八 |
| 二七 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二八 | 〃 | 県営土地改良事業の工事の完了 | 〃 |

| | | | |
|----|------|--|----|
| 二九 | 二九九七 | 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令第十条等に規定する知事が定める数 | 二二 |
| 三〇 | 〃 | 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧 | 〃 |
| 三一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三二 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三三 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三四 | 〃 | 都市計画の決定案の縦覧 | 〃 |
| 三五 | 〃 | 都市計画の変更案の縦覧 | 〃 |
| 三六 | 二九九九 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 一九 |
| 三七 | 〃 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 | 〃 |
| 三八 | 〃 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 三九 | 〃 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 四〇 | 三〇〇〇 | 社会福祉士及び介護福祉士の法の規定による登録研修機関の変更 | 二二 |
| 四一 | 〃 | 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る | 〃 |

公 告

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲載日 |
|-----|------|---|-----|
| 四二 | 〃 | 同意成立の届出 | 〃 |
| 四三 | 〃 | 土地改良事業の計画変更の認可 | 〃 |
| 四四 | 三〇〇一 | 道路の位置の指定 | 〃 |
| | | 漁船保険義務加入の同意成立の届出 | 二六 |
| | | 管理美容師資格認定講習会の指定 | 〃 |
| | | 基本測量の終了 | 〃 |
| | 二九九五 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 五 |
| | 二九九六 | 平成三十一年度福井県広報誌「県政広報ふくい」の制作・配布業務についての企画提案書の提出 | 八 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |

| | | | |
|--|--|-----------------------------------|----|
| | | 福井県動物愛護管理業務の委託についての公募型プロポーザルの実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 | 一五 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| | | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 | 〃 |

| | | |
|------|--|----|
| 〃 | 係る一般競争入札の実施 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 |
| 三〇〇〇 | 特定非営利活動法人の設 立の認証の申請 | 二二 |
| 〃 | 特定非営利活動法人の定 款の変更認証の申請 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員退任 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の就任 | 〃 |

議会告示

| | | |
|-------|---|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一三〇〇一 | 福井県政務活動費の交付 に関する条例施行規程の 一部を改正する告示 | 二六 |

教育委員会告示

| | | |
|-------|------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一二九九九 | 教育職員免許状の失効 | 一九 |

選挙管理委員会告示

| | | |
|-------|---|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 一四号外三 | 条例の制定または改廃の 請求および監査の請求の ための連署に必要な選挙 権を有する者の数 | 九 |
| 一五 | 議会の解散の請求、知事 の解職の請求、副知事、 選挙管理委員、監査委員 または公安委員会の委員 の解職の請求および教育 委員会の教育長または委 員の解職の請求のための | 〃 |

| | | | |
|----|------|---|----|
| 一六 | 〃 | 連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |
| 一七 | 号外五 | 臨時出張所の設置 | 一五 |
| 一八 | 〃 | 手話通訳を付して政見を 録画する放送事業者 | 〃 |
| 一九 | 号外六 | 条例の制定または改廃の 請求および監査の請求の ための連署に必要な選挙 権を有する者の数 | 一八 |
| 二〇 | 〃 | 議会の解散の請求、知事 の解職の請求、副知事、 選挙管理委員、監査委員 または公安委員会の委員 の解職の請求および教育 委員会の教育長または委 員の解職の請求のための 連署に必要な選挙権を有 する者の数 | 〃 |
| 二二 | 〃 | 議会の議員の所属する選 挙区における解職の請求 のための連署に必要な選 挙権を有する者の数 | 〃 |
| 二三 | 三〇〇一 | 政治団体の設立の届出 | 二六 |
| 二四 | 〃 | 政治団体の届出事項の異 動に係る届出 | 〃 |
| 二五 | 〃 | 政治団体の解散の届出 | 〃 |
| 二六 | 〃 | 資金管理団体の指定の届 出 | 〃 |
| 二七 | 〃 | 資金管理団体の届出事項 の異動に係る届出 | 〃 |
| 二七 | 〃 | 平成二十八年分の政治団 体の収支報告書の要旨の 公表 | 〃 |

| | | | |
|----|---|----------------------------------|---|
| 二八 | 〃 | 平成二十九年分の政治団 体の収支報告書の要旨の 公表 | 〃 |
|----|---|----------------------------------|---|

監査委員会告示

| | | | |
|-------|--------------------|------------------------------------|---|
| 番号 | 件名 | 掲載日 | |
| 一二九九六 | 監査の結果に関する報告 の公表 | 八 | |
| 二 | 〃 | 監査の結果に基づく措置 報告 | 〃 |
| 三 | 〃 | 平成二十九年包括外部 監査の結果に基づく改善 措置の公表 | 〃 |

公安委員会規則

| | | | |
|----|-----|-----------------------------------|----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 | |
| 一 | 号外七 | 福井県警察の組織等に関 する規則の一部を改正す る規則 | 二七 |

公安委員会告示

| | | | |
|----|------|-------------------------------------|----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 | |
| 一〇 | 二九九四 | 運転免許取得者教育の認 定の取消し | 一 |
| 一一 | 〃 | 特定講習の廃止の届出 | 〃 |
| 一二 | 〃 | 指定講習機関の名称の変 更の届出 | 〃 |
| 二二 | 号外四 | 道路交通法第四条第一項 の規定による交通の規制 の一部改正 | 一四 |

公安委員会公告

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 二九九六 | 地域交通安全活動推進委 員の委嘱 | 八 |

内水面漁場管理委員会公告

| | | |
|------|-----------------------------------|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 三〇〇〇 | 第五種共同漁業権の免許 に係る平成三十一年目標 増殖量 | 二二 |

公立大学法人福井県立大学公告

| | | |
|------|---|-----|
| 番号 | 件名 | 掲載日 |
| 二九九六 | 一般競争入札の実施 | 八 |
| 〃 | 政府調達に関する協定の 適用を受ける調達契約に 係る一般競争入札の実施 | 〃 |

平成三十一年
三 月 中

県 報 目 次

号 外

本紙 第三〇〇五号から
第三〇一二号まで
号外 第一〇号から
第二三三号まで

福 井 県

条 例

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|---|-------|
| 一 | 号外一〇 | 福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 一一 |
| 二 | 〃 | 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 三 | 〃 | 福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 四 | 〃 | 福井県立病院使用料および手数料徴収条例および病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 五 | 〃 | 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 六 | 〃 | 福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例 | 〃 |
| 七 | 〃 | 福井県園芸体験施設の設置および管理に関する条例 | 〃 |
| 八 | 〃 | 福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 九 | 〃 | 福井県都市公園条例の一部を改正する条例 | 〃 |

規 則

| 番 号 | 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-----|------|--|-------|
| 一〇 | 〃 | 部を改正する条例 | 〃 |
| 一一 | 〃 | 福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一二 | 〃 | 市町立学校県費負担職員定数条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一三 | 〃 | 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかわり方を定める条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一四 | 〃 | 福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一五 | 号外二四 | 福井県中小企業者の事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一六 | 〃 | 福井県税条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 一七 | 〃 | 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |

| | | | |
|----|------|--|---|
| 二 | 〃 | 福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三 | 三〇〇五 | 福井空港条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四 | 三〇〇七 | 福井県立すこやかシルバール病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 五 | 〃 | 福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 六 | 〃 | 福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例施行規則 | 〃 |
| 七 | 〃 | 福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 八 | 三〇〇八 | 福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 九 | 三〇〇九 | 精神障害者入院費用徴収規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一〇 | 〃 | 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一一 | 〃 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 一二 | 〃 | 温泉法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一三 | 〃 | 覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一四 | 〃 | 調理師法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一五 | 〃 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一六 | 〃 | 麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一七 | 〃 | 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一八 | 〃 | 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一九 | 〃 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二〇 | 〃 | 福井県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二一 | 〃 | 福井県ふぐの処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二二 | 〃 | 土地改良法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |

| | | | |
|----|------|--|----|
| 二三 | 三〇一〇 | 部を改正する規則 | 二九 |
| | | 化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | |
| 二四 | 〃 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二五 | 〃 | 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二六 | 〃 | 福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二七 | 号外一七 | 福井県行政組織規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 二八 | 〃 | 福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | 〃 |
| 二九 | 号外二四 | 福井県税条例施行規則の一部を改正する規則 | 三一 |

告 示

| | | | | |
|----|------|--|---|-----|
| 番号 | 号 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 四五 | 三〇〇二 | 有害な興行の指定 | | 一 |
| 四六 | 〃 | 有害な図書等の指定 | | 〃 |
| 四七 | 〃 | 越前地域森林計画および若狭地域森林計画の変更 | | 〃 |
| 四八 | 三〇〇三 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更 | | 五 |
| 四九 | 三〇〇四 | 道路の供用の開始 | | 八 |
| 五〇 | 〃 | 敦賀港湾計画の変更 | | 〃 |
| 五一 | 三〇〇五 | 救急業務に係る医療機関 | | 一二 |

| | | | |
|----|------|--|----|
| 五二 | 三〇〇六 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 一五 |
| 五三 | 〃 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 五四 | 〃 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止 | 〃 |
| 五五 | 〃 | 肥料の検査結果の公表 | 〃 |
| 五六 | 〃 | 飼料の検査結果の公表 | 〃 |
| 五七 | 〃 | 道路の区域の変更 | 〃 |
| 五八 | 〃 | 道路の供用の開始 | 〃 |
| 五九 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 六〇 | 〃 | 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | 〃 |
| 六一 | 〃 | 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定 | 〃 |
| 六二 | 〃 | 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定 | 〃 |
| 六三 | 〃 | 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 〃 |
| 六四 | 〃 | 建築基準法の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定 | 〃 |
| 六五 | 三〇〇七 | 救急業務に係る医療機関の認定 | 一九 |
| 六六 | 〃 | 県営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧 | 〃 |
| 六七 | 〃 | 福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等 | 〃 |
| 六八 | 三〇〇八 | 福井県税条例の規定に | 一二 |

| | | | | |
|----|---|-----------------------------|---|-----|
| 番号 | 号 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 七九 | 〃 | 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示 | | 〃 |
| 八〇 | 〃 | 救急業務に係る医療機関の認定 | | 〃 |
| 八一 | 〃 | 福井県勤労者住宅資金利子補給要綱の一部を改正する告示 | | 〃 |
| 八二 | 〃 | 道路の区域の変更 | | 〃 |
| 八三 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八四 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八五 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八六 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八七 | 〃 | 〃 | | 〃 |

| | | | |
|----|------|---|----|
| 六九 | 三〇〇九 | 産業廃棄物処理施設の変更許可申請 | 二六 |
| 七〇 | 〃 | 救急業務に係る医療機関の認定 | 〃 |
| 七一 | 〃 | 家畜の検査の実施 | 〃 |
| 七二 | 〃 | 保安林の指定の予定 | 〃 |
| 七三 | 〃 | 道路の区域の変更 | 〃 |
| 七四 | 〃 | 道路の供用の開始 | 〃 |
| 七五 | 〃 | 都市計画事業の事業計画の変更の認可 | 〃 |
| 七六 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 七七 | 〃 | 証紙による収入の方法に よらない手数料の指定の一部を改正する告示 | 二九 |
| 七八 | 三〇一〇 | 化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養または収容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正 | 〃 |

| | | | | |
|-----|---|-------------------|---|-----|
| 番号 | 号 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 一〇七 | 〃 | 都市計画の変更および関係図書の縦覧 | | 〃 |
| 一〇六 | 〃 | 都市計画の決定および関係図書の縦覧 | | 〃 |
| 一〇五 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 一〇四 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 一〇三 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 一〇二 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 一〇一 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九八 | 〃 | 道路の供用の開始 | | 〃 |
| 九七 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九六 | 〃 | 道路の供用の開始 | | 〃 |
| 九五 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九四 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九三 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九二 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九一 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 九〇 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八九 | 〃 | 〃 | | 〃 |
| 八八 | 〃 | 〃 | | 〃 |

訓 令

| | | | | |
|----|------|--|---|-----|
| 番号 | 号 | 件 | 名 | 掲載日 |
| 一 | 号外一七 | 福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 | | 二九 |
| 二 | 号外一八 | 福井県文書規程の一部を改正する訓令 | | 〃 |
| 三 | 〃 | 福井県行政資料管理規程の一部を改正する訓令 | | 〃 |
| 四 | 号外二四 | 県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令 | | 三一 |

公 告

| 番 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|-------|---------------------------------------|-------|
| 三〇〇二 | 平成三十一年度調理師試験の実施 | 一 |
| 〃 | 平成三十一年度製菓衛生師試験の実施 | 〃 |
| 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | 〃 |
| 〃 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | 〃 |
| 〃 | 平成三十一年度前期技能検定（一級、二級、三級および単一等級）の実施 | 〃 |
| 〃 | 平成三十一年度随時技能検定（随時二級、随時三級および基礎級）の実施 | 〃 |
| 三〇〇三 | 土地改良区の役員の退任 | 五 |
| 三〇〇四 | 土地改良区の役員の退任 開発行為に関する工事の完了 | 八 |
| 三〇〇五 | 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 | 一一 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の退任 | 〃 |
| 〃 | 土地改良区の役員の就任 | 〃 |
| 〃 | 平成三十一年二級建築士試験の実施 | 〃 |
| 〃 | 平成三十一年木造建築士試験の実施 | 〃 |
| 三〇〇七 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | 一九 |

〃 公共測量の終了
〃 三〇〇八 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施
〃 公共測量の実施

議 会 訓 令

番 号 数 件 名 掲 載 日
一 三〇一〇 福井県議会自動車管理規程の一部を改正する訓令 二九

教 育 委 員 会 規 則

番 号 数 件 名 掲 載 日
一 三〇〇七 福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則 一九

二 三〇一〇 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則 二九
三 〃 福井県立図書館規則の一部を改正する規則 〃
四 〃 福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 〃
五 号外一九 福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 〃
六 〃 福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 〃

教 育 委 員 会 告 示

番 号 数 件 名 掲 載 日
二 三〇〇二 指定技能教育施設の連携科目の変更 一

三 三〇〇三 博物館に相当する施設の指定 五
四 三〇〇八 福井県指定文化財の指定 二二

教 育 委 員 会 訓 令

番 号 数 件 名 掲 載 日
一 三〇一〇 福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令 二九

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

番 号 数 件 名 掲 載 日
二九 号外八 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 一

三〇 〃 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 〃
三一 〃 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 〃
三二 号外一二 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 二〇
三三 〃 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、

選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 〃

三四 〃 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 〃

三五 号外一三 福井県知事の選挙期日 二二
三六 〃 福井県知事選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者 〃

三七 〃 福井県知事選挙における選挙長が職務を行う場所 〃

三八 〃 福井県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日 〃

三九 〃 福井県知事選挙における政見放送および経歴放送の順序を定めるくじを行う日時および場所 〃

四〇 〃 福井県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所 〃

四一 〃 福井県知事選挙における選挙会の日時および場所 〃

四二 号外一四 福井県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 〃

四三 号外一六 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 二八

| | | | | | | | |
|----|------|---|---|------------------------------------|------|--|-----|
| 四四 | 〃 | 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 | 五五 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額 | 〃 |
| 四五 | 〃 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 | 知事選挙選挙長告示 | | | |
| 四六 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の選挙期日 | 〃 | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| 四七 | 〃 | 福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙長およびその職務代理者 | 〃 | 一 | 号外二三 | 福井県知事選挙の選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| 四八 | 〃 | 福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙長が職務を行う場所 | 〃 | 二 | 号外一五 | 福井県知事選挙における立候補の届出 | 〃 |
| 四九 | 〃 | 福井県議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日 | 〃 | 福井県議会議員選挙 福井市選挙区選挙長告示 | | | |
| 五〇 | 〃 | 福井県議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所 | 〃 | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| 五一 | 〃 | 福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙会の日時および場所 | 〃 | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の福井市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| 五二 | 〃 | 福井県議会議員選挙の開票の事務 | 〃 | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の福井市選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| 五三 | 〃 | 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙の投票の順序 | 〃 | 福井県議会議員選挙 敦賀市選挙区選挙長告示 | | | |
| | | | | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| | | | | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の敦賀市選挙区における選挙 | 掲載日 |
| | | | | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の敦賀市選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| | | | | 福井県議会議員選挙 三方上中郡選挙区選挙長告示 | | | |
| | | | | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| | | | | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の三方上中郡選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| | | | | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の三方上中郡選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| | | | | 福井県議会議員選挙 大野市選挙区選挙長告示 | | | |
| | | | | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| | | | | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の大野市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| | | | | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の大野市選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| | | | | 福井県議会議員選挙 鯖江市選挙区選挙長告示 | | | |
| | | | | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| | | | | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の鯖江市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| | | | | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の鯖江市選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| | | | | 三 | 号外二三 | 福井県議会議員選挙の鯖江市選挙区の投票を行わない件 | 〃 |
| | | | | 福井県議会議員選挙 勝山市選挙区選挙長告示 | | | |
| | | | | 番号 | 号 | 数 | 件 |
| | | | | 一 | 号外二〇 | 福井県議会議員選挙の勝山市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所 | 掲載日 |
| | | | | 二 | 号外二二 | 福井県議会議員選挙の勝山市選挙区の候補者の届出 | 〃 |
| | | | | 三 | 号外二三 | 福井県議会議員選挙の勝山市選挙区の投票を行わない件 | 〃 |

福井県議会議員選挙 あわら市選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙のあわら市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所
- 二 号外二二 福井県議会議員選挙のあわら市選挙区の候補者の届出

福井県議会議員選挙越前市今立郡 南条郡選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙の越前市今立郡南条郡選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所
- 二 号外二二 福井県議会議員選挙の越前市今立郡南条郡選挙区の候補者の届出
- 三 号外二三 福井県議会議員選挙の越前市今立郡南条郡選挙区の投票を行わない件

福井県議会議員選挙 坂井市選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙の坂井市選挙区における選挙会の選挙立会人となるべ

- 二 号外二二 福井県議会議員選挙の坂井市選挙区の候補者の届出

福井県議会議員選挙 吉田郡選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙の吉田郡選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所
- 二 号外二二 福井県議会議員選挙の吉田郡選挙区の候補者の届出
- 三 号外二三 福井県議会議員選挙の吉田郡選挙区の投票を行わない件

福井県議会議員選挙 丹生郡選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙の丹生郡選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所
- 二 号外二二 福井県議会議員選挙の丹生郡選挙区の候補者の届出

福井県議会議員選挙 大飯郡選挙区選挙長告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 号外二〇 福井県議会議員選挙の大飯郡選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所
- 二 号外二二 福井県議会議員選挙の大飯郡選挙区の候補者の届出

人事委員会規則

番号 号 数 件 名 掲載日

- 一 三〇〇四 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 二 号外一一 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 三 三〇〇八 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 四 号外一九 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 五 給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 六 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

監査委員会告示

番号 号 数 件 名 掲載日

- 四 三〇〇六 監査の結果に関する報告の公表

公安委員会規則

番号 号 数 件 名 掲載日

- 二 三〇〇五 福井県公安委員会等の聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
- 三 三〇〇六 福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 四 三〇〇七 交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会告示

| 番号 | 号 | 件名 | 掲載日 |
|----|-----|-----------------------------|-----|
| 二八 | 号外九 | 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正 | 七 |

| | | | |
|----|------|-------------------------|----|
| 三五 | 三〇〇六 | 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施 | 一五 |
|----|------|-------------------------|----|

| | | | |
|----|------|---|----|
| 三〇 | 三〇〇八 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律および警備業法の規定による医師の指定 | 二二 |
|----|------|---|----|

内水面漁場管理委員会指示

| 番号 | 号 | 件名 | 掲載日 |
|----|------|-----------|-----|
| 三一 | 三〇〇八 | こいの取扱いの制限 | 二二 |

内水面漁場管理委員会告示

| 番号 | 号 | 件名 | 掲載日 |
|----|------|-------------------|-----|
| 一 | 三〇〇八 | こいの取扱いの制限に係る水域の範囲 | 二二 |

公立大学法人福井県立大学公告

| 号 | 数 | 件名 | 掲載日 |
|------|---|-----------|-----|
| 三〇〇二 | | 一般競争入札の実施 | 一 |
| 三〇〇三 | | 一般競争入札の実施 | 五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | |
|------|-----------|---|
| 三〇〇四 | 一般競争入札の実施 | 八 |
|------|-----------|---|

| | | |
|------|-----------|----|
| 三〇〇五 | 一般競争入札の実施 | 二二 |
|------|-----------|----|

平成三十一年
四月 中

県報目次

号 外

本紙 第三〇一七号から
号外 第二二五号から
第 三四号まで

福井県

規 則

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|---------|--|-------|
| 三〇 三〇一一 | ふくい健康の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | 五 |
| 三一 三〇一七 | 福井県税条例施行規則の一部を改正する規則 | 二六 |
| 三二 | 福井県職員に対する児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三三 | 福井県職員に対する平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する規則を廃止する規則 | 〃 |
| 三四 | 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三五 | 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三六 | 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三七 | 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 三八 | 社会福祉法施行規則第十二条に規定する身分を示す証明書の様式を定める | 〃 |

告 示

| 番 号 号 数 | 件 名 | 掲 載 日 |
|----------|---|-------|
| 三九 | 規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四〇 | 身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四一 | 福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四二 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四三 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四四 | 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四五 | ふくい農業ビジネスセンターの設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四六 | 森林法施行細則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 四七 | 福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 一〇八 号外二五 | 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定 | 一 |
| 一〇九 | 県税の収納事務委託 | 〃 |
| 一一〇 | 平成三十一年度の自衛官候補生の募集 | 〃 |
| 一一一 | 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定 | 〃 |
| 一一二 | 福井県生活学習館の施設等の使用料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一一三 | 高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託 | 〃 |
| 一一四 | 海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務委託 | 〃 |
| 一一五 | 年縞博物館の観覧料および年縞博物館が指定する物品等の販売料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一一六 | 年縞博物館と縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二七 | 子ども療育センター使用料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二八 | 保育士登録等に係る手数料の収納事務委託 | 〃 |
| 一二九 | 福井県立病院医療未収金個人負担金等回収業務に係る使用料および手数料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二〇 | 動物愛護管理に関する手数料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二一 | 福井県陶芸館および越前古窯博物館の図録販売料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二二 | 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の観覧料のうち共通観覧券の観覧料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二三 | 歴史博物館観覧料、図録等販売料および幾久公園テニスコート使用料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二四 | 福井県立若狭歴史博物館が指定する物品等および図録等販売料の徴収事務委託 | 〃 |
| 一二五 | 県道の路線の認定 | 〃 |
| 一二六 | 県道の路線の廃止 | 〃 |
| 一二七 | 県道の路線の変更 | 〃 |
| 一二八 | 道路の区域の変更 | 〃 |
| 一二九 | 〃 | 〃 |
| 一三〇 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|-----|---|-----|----------------------------------|-----|--|
| 一三一 | 道路の供用の開始 | 一七一 | 七第一項の規定に基づく指定区域の指定 | 一七七 | 漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求め |
| 一三二 | 浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託 | 一六三 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 一七八 | 漁業災害補償法第百十八条第一項に規定する単位 |
| 一三三 | 港湾施設使用料等の徴収事務委託 | 一六四 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 | 一七九 | 漁場区域の決定 |
| 一三四 | 臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収事務委託 | 一六五 | 介護保険法の規定による介護老人保健施設の許可 | 一八〇 | 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定 |
| 一三五 | 〃 | 一六六 | 介護保険法の規定による介護医療院の許可 | 一八一 | ふるさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の取納事務委託 |
| 一三六 | 県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等 | 一六七 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 | 一八二 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定に基づく指定区域の指定 |
| 一三七 | 福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収事務委託 | 一六八 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止 | 一八三 | 土地改良区の定款変更の認可 |
| 一三八 | 福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務委託 | 一六九 | 介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止 | 一八四 | 土地改良区の定款変更の認可 |
| 一三九 | 平成三十一年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 | 一七〇 | 介護保険法の規定による介護療養型医療施設の指定の辞退 | 一八五 | 土地改良区の定款変更の認可 |
| 一四〇 | 平成三十一年度の包括外部監査契約 | 一七一 | 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者等の登録 | 一八六 | 福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示 |
| 一四一 | 号外二六 公印の調製および廃止 | 一七二 | 土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧 | | |
| 一四二 | 有害な興行の指定 | 一七三 | 〃 | | |
| 一四三 | 有害な図書等の指定 | 一七四 | 土地改良区の定款変更の認可 | | |
| 一四四 | 道路の位置の指定 | 一七五 | 証紙による収入の方法によらない手数料の指定の一部を改正する告示 | | |
| 一四五 | 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 | 一七六 | 福井県立恐竜博物館観覧料の徴収事務委託 | | |
| 一四六 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 | 一七七 | 〃 | | |
| 一四七 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する | 一七八 | 〃 | | |
| 一四八 | 保安林の指定の解除 | 一七九 | 〃 | | |
| 一四九 | 保安林の指定の解除の予定 | 一八〇 | 〃 | | |
| 一五〇 | 〃 | 一八一 | 〃 | | |
| 一五一 | 土地改良区の定款変更の認可 | 一八二 | 〃 | | |
| 一五二 | 土地改良区の定款変更の認可 | 一八三 | 〃 | | |
| 一五三 | 道路の位置の指定 | 一八四 | 〃 | | |
| 一五四 | 漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定の一部改正 | 一八五 | 〃 | | |
| 一五五 | 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧 | 一八六 | 〃 | | |
| 一五六 | 土地改良区の定款変更の認可 | 一八七 | 〃 | | |
| 一五七 | 土地改良区の定款変更の認可 | 一八八 | 〃 | | |
| 一五八 | 土地改良区の定款変更の認可 | 一八九 | 〃 | | |
| 一五九 | 土地区画整理事業の認可 | 一九〇 | 〃 | | |
| 一六〇 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による避難施設の廃止および変更 | 一九一 | 〃 | | |
| 一六一 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による避難施設の指定 | 一九二 | 〃 | | |
| 一六二 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十 | 一九三 | 〃 | | |

公 告

番号 号 数 件 名 掲載日
 号外二五 基本測量の実施 一

訓 令

番号 号 数 件 名 掲載日
 五三〇一七 福井県職務育成品種規程の一部を改正する訓令 二六

〃 公共測量の終了 九

三〇一二 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定による海洋生物資源の保存および管理に関する計画の変更 〃

〃 基本測量の終了 〃

〃 公共測量の終了 〃

〃 開発行為に関する工事の完了 〃

三〇一三 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 係る一般競争入札の落札者の決定 一六

三〇一四 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 土地改良区の役員の就任 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 三〇一六 基本測量の終了 二三

三〇一七 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 二六

〃 平成三十一年度狩猟免許試験および狩猟免許更新講習の実施 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 〃

〃 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 〃

〃 土地改良区の役員の退任 〃

〃 土地改良区の役員の退任 〃

〃 土地改良区の役員の退任 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

教育委員会規則

番号 数 件 名 掲載日

七 号外三四 福井県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則 二六

〃 福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則 〃

八 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

教育委員会訓令

番号 数 件 名 掲載日

二 号外三四 福井県教職員顕賞規程の一部を改正する訓令 二六

〃 〃 〃 〃 〃

三 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

選挙管理委員会告示

番号 数 件 名 掲載日

五六 号外二七 福井県議会議員選挙における選挙会の日時および場所の変更 一

〃 〃 〃 〃 〃

五七 三〇一一 政治団体の設立の届出 五

五八 〃 〃 〃 〃 〃

五九 〃 〃 〃 〃 〃

六〇 〃 〃 〃 〃 〃

六一 〃 〃 〃 〃 〃

六二 〃 〃 〃 〃 〃

六三 〃 〃 〃 〃 〃

議会規則

番号 数 件 名 掲載日

一 三〇一二 福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則 九

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

| | | | |
|----|------|---|----|
| 六四 | 〃 | 体の収支報告書の要旨の公表の訂正 | 〃 |
| 六五 | 〃 | 平成二十八年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正 | 〃 |
| 六六 | 〃 | 平成二十九年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正 | 〃 |
| 六七 | 号外二八 | 公職選挙法事務規程の一部を改正する告示 | 一〇 |
| 六八 | 号外二九 | 平成三十一年四月七日執行の福井県知事選挙における当選人 | 〃 |
| 六九 | 号外三〇 | 平成三十一年四月七日執行の福井県議会議員選挙における当選人 | 〃 |
| 七〇 | 〃 | 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 一三 |
| 七一 | 〃 | 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |
| 七二 | 号外三一 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 一五 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 七三 | 〃 | 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |
| 七四 | 〃 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |

人事委員会規則

| | | | |
|----|---|---|---|
| 七三 | 〃 | 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |
| 七四 | 〃 | 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 | 〃 |

人事委員会公告

規則の一部を改正する規則

番号 三〇二七 数 件 名 掲載日

平成三十一年度福井県職員採用I種試験の実施

平成三十一年度福井県職員採用I種試験(行政(特別枠)の実施)

平成三十一年度福井県職員採用I種試験(行政(移住・定住促進枠)の実施)

平成三十一年度福井県警察官採用試験の実施

監査委員会告示

番号 六三〇一七 数 件 名 掲載日

監査の結果に基づく措置に関する報告

平成三十年度包括外部監査の結果報告書

公安委員会規則

番号 五三〇一七 数 件 名 掲載日

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

公安委員会告示

番号 四〇三〇一二 数 件 名 掲載日

少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域

五三 号外三二 との氏名および連絡先

五三 号外三二 道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正

五四 三〇一五 技能検定員審査の実施

五五 〃 教習指導員審査の実施

六一 三〇一七 運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定による届出

公安委員会公告

番号 三〇一四 数 件 名 掲載日

地域交通安全活動推進委員の委嘱

福井海区漁業調整委員会告示

番号 三一三〇一二 数 件 名 掲載日

漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示

福井海区漁業調整委員会告示

番号 一三〇一二 数 件 名 掲載日

福井海区漁業調整委員会指示第三十一号の規定に基づく様式

公立大学法人福井県立大学公告

番号 三〇一七 数 件 名 掲載日

一般競争入札の実施

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施

正 誤

番 号 数 件 名 掲載日

三〇二二 平成三十一年三月十九日 九

福井県告示第六七号（福

井県屋外広告物条例およ

び福井県屋外広告物条例

施行規則の規定により知

事が定める地域等）

三〇一七 平成三十一年三月二十九 二六

日福井県教育委員会規則

第三号（福井県立図書館

規則の一部を改正する規

則）

平成三十一年四月十九日

福井県告示第一七三号（

土地改良区の新たな事業

の施行の適当の決定およ

び関係書類の縦覧）

平成三十一年四月十九日

福井県告示第一七四号（

土地改良区の定款変更の

認可）

